

一般財団法人岩手県スキー連盟慶弔規程

(趣旨)

第1条 一般財団法人岩手県スキー連盟（以下「連盟」という。）の評議員（連盟定款第9条に規定する評議員）及び役員（連盟定款第20条に規定する役員）等の慶弔に際し、この規程に定めるところにより金品を贈る。

(区分及び基準)

第2条 評議員及び役員（以下「役員等」という。）の慶弔に対して贈呈する金品は、次の基準による。

(1) 役員等が死亡した場合

香典 5,000円

弔電等

(2) 会長、副会長及び専務理事であった者が死亡した場合

香典 5,000円

弔電等

(3) 役員等（会長、副会長及び専務理事を除く。）であった者が死亡した場合

香典 3,000円

(4) 役員等が叙勲及びこれらと同等の栄誉ある賞を受賞した場合

祝電等

(報告)

第3条 この規程によって処理した事項は、理事会及び評議員に報告しなければならない。

(雑則)

第4条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年9月24日から施行する。